

男鹿市告示第 26 号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料減免取扱要綱（令和 2 年告示第 56 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減免の対象となる世帯及び減免額)</p> <p>第 2 条 減免の対象となる世帯及び減免の額については、条例に規定するほか、令和 2 年 4 月 9 日付け、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡に定める「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準について」及び令和 3 年 3 月 12 日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和 3 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱い</p>	<p>(減免の対象となる世帯及び減免額)</p> <p>第 2 条 減免の対象となる世帯及び減免の額については、条例に規定するほか、令和 2 年 4 月 9 日付け、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡に定める「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準について」及び令和 3 年 3 月 12 日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和 3 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱い</p>

改正後	改正前
<p>について」及び令和4年3月14日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」 <u>及び令和5年2月10日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」</u>（以下「事務連絡」という。）によるものとする。</p> <p>なお、事務連絡の「主たる生計維持者」とは介護保険の世帯における世帯主とする。ただし、恒常的に世帯主より所得が多いことを理由として申請者より世帯主以外が主たる生計維持者である旨の申請があったときは、この限りでない。</p>	<p>について」及び令和4年3月14日付け、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（以下「事務連絡」という。）によるものとする。</p> <p>なお、事務連絡の「主たる生計維持者」とは介護保険の世帯における世帯主とする。ただし、恒常的に世帯主より所得が多いことを理由として申請者より世帯主以外が主たる生計維持者である旨の申請があったときは、この限りでない。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。